

有機農業の推進に関する基本的な方針 骨子（案）

第 1 有機農業の推進に関する基本的な事項

- ・ 有機農業は、生物多様性の保全や地球温暖化防止等への寄与に加え、国際情勢に左右されにくい生産体制の確立に資する。地域づくりへの寄与も期待。
- ・ EUの「ファーム to フォーク戦略」策定をはじめ国際的に経済と環境の両立をイノベーションで実現しようとする動き。
- ・ こうした国際的な動向も踏まえ、有機農業に係る目標等を掲げた「みどりの食料システム戦略」を策定。これまでにオーガニックビレッジの創出等により有機農業の取組は着実に拡大。
- ・ さらなる拡大に向けて、生産・調達、流通・加工、消費の食料システムの各段階が連携した産地の形成及びスマート農業技術等の新たな技術も活用した低コストかつ安定的に広域供給を可能とする産地の育成・強化により供給力の強化を図るとともに、有機農業の意義・特徴の訴求や販路の多様化による需要拡大を図り、供給力強化と需要拡大の好循環を生み出していく必要。
- ・ これらの取組を支えるための基礎として、新たな技術情報や開発ニーズ等の共有のためのネットワーク構築等を通じた技術開発・普及、有機認証制度を利用しやすい環境づくりを進め、有機農業に取り組みやすい環境の整備を図る。
- ・ 有機農業の推進に当たっては、地域の実情や農業者その他関係者の意向を尊重しつつ各種取組を行うよう留意。

第 2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

2030年を目標年として、有機食品の需要見通し、推進及び普及の目標を設定。

- ・ 国内の有機食品市場
【目標】 3,280 億円
【実績】 2017年時点で 1,850 億円から、2025年時点で 3,595 (2,766¹) 億円となり着実に拡大。
- ・ 有機食品の輸出額
【目標】 210 億円
【実績】 2017年時点で 17.5 億円から、2024年時点で 129 億円となり着実に増加。
- ・ 有機食品の国産シェア
【目標】 84%
【実績】 2017年時点で 60%から、2023年時点で 52%と低下傾向。
- ・ 週 1 回以上有機食品を利用する消費者の割合
【目標】 25%
【実績】 2017年時点で 17.5%から、2025年時点で 17.4%と推移。
- ・ 有機農業の取組面積
【目標】 63 千 ha

¹ 消費者物価指数（食料）により補正

【実績】2017年時点で23.5千haから、2023年時点で34.5千haとなり着実に増加。

- ・ 有機農業者数

【目標】36千人

【実績】2009年時点で11.8千人から、2023年時点で12.6千人となりやや増加。

第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

1. 生産拡大に向けた施策

現役農業者や新規就農希望者が円滑に有機農業へ取り組めるよう、これらの者へのサポートや資材の販売・購入等の円滑化、認証を利用しやすい環境づくり等を進める。

品目ごとの特性等を踏まえ、主な品目別の課題と方向性に留意する。

- ・ 現役農業者や新規就農希望者への教育機会の充実
- ・ 単収が低く不安定な移行期に対応した支援
- ・ 有機農業資材等に関する情報提供、耕畜連携の推進による堆肥の確保・地域資源循環の強化、品質が確保された堆肥の施用の推進
- ・ 手続きの効率化の推進や認証取得に関するわかりやすい情報提供、グループ認証の普及等の有機 JAS 認証を利用しやすい環境の整備
- ・ 水稻：有機栽培技術はおおむね確立している一方、除草の労力や病害虫の防除等が課題。今後は、省力化技術の導入や農業団体との連携、輸出に向けた検討を進める。
- ・ 麦、大豆：輸入品に依存。国産原料への転換に向けて需要に応じた生産体制の構築、有機 JAS 対応の加工処理施設の確保、大豆間作小麦体系による省力化や水稻との輪作体系の確立を進める。
- ・ 野菜：小ロットによる流通コストの高さが課題。省力化に向けた技術開発や普及、集出荷拠点の確保等を推進する。
- ・ 果樹：有機栽培技術体系が確立されていない品目が多い。外観品質確保が難しい傾向にあり消費者の理解醸成や有機加工品への対応を進める。
- ・ 茶：海外での需要が高い。生産性向上に向けて有機栽培に適した品種や省力化技術の導入を進める。

2. 流通・加工拡大に向けた施策

広域的な流通を拡大するため、サプライチェーンとの連携を強化し、効率的な流通体制の構築を推進する。また、安定的な供給体制を整備し、学校給食等における地産地消の取組拡大を進めるとともに、加工用、外食・中食、輸出等の販路の多様化を進める。

- ・ 物流の合理化に向けた、産地・消費地間の既存の流通網の活用を含む共同輸送や卸売市場の活用等の実証
- ・ 産地間連携等による安定的な供給体制の構築
- ・ 生産・流通体制整備等を通じたコスト低減による学校給食での継続的な活用の推進

- ・ 販路の多様化（加工用、外食・中食、輸出等）の推進

3. 需要拡大に向けた施策

有機農業の意義等の訴求や有機 JAS 制度等の普及啓発、農業体験や学校給食等を通じた消費者の理解醸成等により、消費者の行動変容を促し需要喚起に努める。

- ・ エビデンスを伴った有機農業の意義・特徴の訴求に向けた調査・情報発信
- ・ メディアを通じた消費者の行動変容を促す理解醸成の取組の推進
- ・ 有機 JAS 制度等の普及啓発、有機農産物使用の訴求方法の検討
- ・ 農業体験、学校給食等を通じた有機農業の理解の増進

4. 産地づくりに向けた施策

有機農業を核とした地域づくりを官民共創の仕組み等を活用しながら推進する。

供給力の強化に向け、作業の効率化・生産性の向上を進めるほか、有機ほ場の団地化や産地間の連携等による大ロット化を進め、実需者の需要に対応した産地の形成を推進する。

- ・ 有機農業者のネットワークづくりによる品目や集出荷ロットの拡大
- ・ スマート農業技術等の導入による生産性の向上
- ・ 共同利用施設の整備、農業支援サービスの活用
- ・ 有機農業に取り組むほ場の団地化
- ・ 産地間及び産地と消費地の連携（オーガニックブリッジ）の推進

5. 技術開発・普及に向けた施策

関係者のネットワーク化等による技術情報の共有の促進や技術の体系化等を推進する。

- ・ 民間企業による新たな生産技術や有機農業に活用できる機械・資材の開発促進、指導員による技術の普及
- ・ 有機農業関係者のネットワーク形成、各地で実践・開発されている有機農業栽培技術や技術開発ニーズの共有
- ・ 地域の実情に応じた技術体系の確立の推進

6. その他

引き続き、有機農業に係る調査の実施、国および地方公共団体以外の者が行う活動の支援、国の地方公共団体に対する援助を推進する。

第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

- ・ 引き続き、関係機関・団体との連携・協力体制の整備、有機農業者等の意見の反映に努める。
- ・ 目標の達成状況等を踏まえ、5年後を目途に最終評価を行い、見直しを検討。